

議案第30号 補正予算(第4号)質疑案

1 生活困窮者自立支援金の給付

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活の困窮が続いている世帯への支援、ということで

緊急小口資金等の特例貸し付けの貸付限度額(20万円)に達した世帯。かつ、総合支援資金(単身世帯15万円、複数世帯20万円×3+3+3か月間)の再貸付不承認とされた世帯となっています。

Q1 それぞれの利用世帯数は現在何世帯ずつあるのでしょうか

R2 速報 小口 1762件、 総合支援 特例 1397件延べ

この生活福祉資金貸付制度は社会福祉協議会で行っています。

Q2 今回の、自立支援給付金は社会福祉協議会での実施か、三鷹市での実施か。窓口はどこになるのか。その場合の資格審査にはどのようなものが必要になるのか。

Q3 申請期間が7月～8月末です。この2か月間までに小口と総合支援を限度額まで目いっぱい借りた人だけが利用できるという理解でいいか。

総合支援の再貸付が不承認とされたということは、6カ月や3カ月のみの貸付で、それ以上借りられなかった人も利用可能ということか。

予算1億2910万7千円の給付費は600人分とされている。どのような根拠でこの予算が建てられているのか。

全額国庫補助ではあるが、万が一見積もりよりも多くの利用者がいた場合は、不足分の追加を国はちゃんと見るのか。

今年に入って、小口貸付、総合支援資金を利用した人、総合支援資金の貸付が継続している人は利用できないということですね。

今の緊急事態宣言で力尽きた人たちも多くいる。まずは借りろ、と、給付ではなく貸付、ということですね。

Q4 昨年の特例制度が始まり、早々に利用し始めた人たちは、この5月で小口+総合支援で10カ月の限度いっぱいになる。そういう人たちへの救済にはなる。単身なら6万円を3か月間。9月には、経済が回復し、仕事に戻ってきているのでしょうか。すぐに何の支援もなく生活ができるだけ稼げる人はどれだけいるのか。

Q4 据え置き期間が2022年3月末までに一律に延長された。償還の時期が来た段階で、住民税非課税であれば償還免除。すなわち返却しなくて良い。しかし、課税ぎりぎりの人は、社会保障費等を支払うと非課税以下の実収入状態になる可能性もあるが、返却を求める必要が生じる。救済の道はないのか

Q4 実際には「貸付」ということで、返却の当てがないからと借りてこなかった人もいる。今回の支援金給付の対象外である。何らかの支援の道はあるのか。

2.「ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請」という支給要件をなくし、現在就労中の場合も対象にすること。

現在就労中であるが労働時間・シフト減等により収入が減少している方や休業中なのに休業手当・休業支援金等がもらえず苦しんでいる方も支給対象にすべきである。

3.「預貯金 100 万円以下」等の資産要件を見直すこと。

2 PCR 検査の拡大

予防的に PCR 検査の実施の期間の延長と、障がい者通所施設等の職員に加え、利用者も。高齢者の通所施設等の職員利用者也対象としている。

Q 期間を延長したが、ワクチン接種が進んでいたとしても、PCR 検査は必要と判断するのか。

Q 訪問介護事業所の職員は対象外か

Q まず医療機関で、自費での検査を職員らが個別に実施し、支払いをする。申請は施設ごとにまとめて行い施設に償還払い、施設から個別の職員に償還払いというスキームか。施設と医療機関が契約をして、職員、利用者は無料で検査を受けるというスキームか。

→ 事業所が費用負担をする。検査キットをまとめてちよりよせ、施設で検査をするという手法もある。

Q 2051 万円の予算の根拠、何人分と想定しているのか。

Q 全額東京都の補助事業だが、万が一不足した場合の追加交付はあり得るのか

3 ワクチン集団接種会場の環境改善

7 月から集団接種の会場となる、大沢、新那加、連雀コミセンの各体育館にクーラー施設を設置するものである。

空調設置管理等委託料 1570 万円だが、仮設のリース料 2 か月分ととらえてよいのか。体育館を冷やすだけの大型の機械を会場に設置可能なのか。

この機会に恒常的な空調設備の設置は考えなかったのか。

燃料費 169 万6千円は、

討論

緊急事態宣言が長引き、根拠があいまいなまま飲食店などは自粛を要請され続けている。

しかし、まず借りろ、という国の制度設計は大いに問題がある。